

東アジア近代史学会会報

2004/09/30 第 17 号

CONTENTS

第 9 回研究大会に参加して-----	(1)	会員の研究業績-----	(10)
東アジア近代史学会総会議事録-----	(4)	新規入会者(2004年5月~9月)-----	(10)
情報公開法に関する意見要望書の送付について	(6)	編集後記-----	(10)

第 9 回研究大会に参加して

6月26日・27日の両日、早稲田大学小野講堂を会場として第9回研究大会が開催されました。大会は、1日目にシンポジウム「日露戦争と20世紀東アジア世界の社会と文化」が、2日目に自由論題報告、午後に歴史史料セッションが行われました。1日目のシンポジウムは前年に引き続き第2回目の日露戦争百周年シンポジウムです。今回は、研究が飛躍的に進展した社会史や文化史の観点から新視角を得るために開催されたものです。今回のシンポジウムで行われた議論の成果は、来年の東アジア全体を見据えた日露戦争百周年シンポジウムに向けての貴重な財産になるものでした。また、2日目に開催された歴史史料セッションは、第5回目を数え、そろそろ総括の時を迎えます。今回は日本国内の資料公開の現状を議論することで、東アジアにおける歴史資料の共有をはかるために、日本が取り組まなければならない問題を議論することができました。この2日間で合計11の報告と全体討論がなされた。以下にシンポジウムと歴史史料セッションの参加記を掲載します。なお大会参加者は、2日間の延べ人数で191名(26日115名、27日76名)、うち会員124名(26日73名、27日51名)・非会員67名(26日42名、27日25名)です。

2004年度日露戦争百周年シンポジウムを聞いて

佐々木揚(佐賀大学)

第9回東アジア近代史学会研究大会の初日である2004年6月26日、表記のシンポジウムが「日露戦争と20世紀東アジア世界の社会と文化」をテーマとして開催された。問題提起に続いて6名の研究者が報告し、その後討論が行われた。司会は井口和起(京都府立大学)、加藤陽子(東京大学)の両氏であった。

先ずシンポジウム実行委員会を代表して、千葉功氏(昭和女子大学)が問題提起を行った。同氏は、日露戦争の研究史について、名古屋大学での共同研究の成果が1950年代末に刊行されたあと日露戦争に関する共同研究はなく、各分野でそれぞれの問題関心に絡めて日露戦争が論じられてきたと整理し、本年度は近年成果が著しい社会史・文化史からの報告を行い、来年度は東アジア全体の枠組みの中で日露戦争を考えることにしたいと述べた。

林雄介氏(明星大学)の「日露戦争と朝鮮社会 親日派と「近代性」」は、戦中から戦後にかけての一進会を取り上げ、一進会指導部は「近代」を旗印とする日本に「一任」することが朝鮮社会の改革につながるという姿勢を貫き、また民衆の側にも官による苛斂誅求から自らを守るために一進会を利用する一面があったことを論じた。

光石亜由美氏(中部大学)の「日露戦争後の文学と性表現」は、他の戦争の場合と同じ

く、日露戦争後、戦時中への反動から性開放のムードが広がったとし、自然主義文学の代表作たる田山花袋の『蒲団』を題材に性表現の意味するところを検討した。

有山輝雄氏（東京経済大学）の「日露戦争とメディアー地域社会の視点から」は、福島県梁川町の新聞販売店の新聞配達元帳を主たる資料として梁川の人々の日露戦争体験を分析した。新聞の影響力には限界があり、むしろ演説、観戦談、幻灯、提灯行列、写真、画像など活字以外のメディアによって戦争熱が煽られたという。

鈴木一義氏（国立科学博物館）の「もの」文化からみた日露戦争の時代」は、東京砲兵工廠銃包製造所の沿革を概観するとともに、明治初年以来陸軍はメートル法での統一を志向したが民間の一部や海軍はインチを用いていたとし、近代化の一環としての度量衡の統一の問題を指摘した。

本康宏史氏（石川県立歴史博物館）の「日露戦争と近代「都市空間」の形成」は、日清戦後軍拡で第9師団司令部が設置され、以後「軍都」として発達する金沢を取り上げ、他の軍都との比較をふまえた上で、鉄道敷設や駅・道路の整備、師団設置の経済的効果、また軍都の民衆意識など多面にわたる考察を行った。

徐蘇斌氏（国際日本文化研究センター）の「日露戦争期における中国の勸業博覧会と日本」は、1900年代に天津・成都・南京で開かれた商品陳列所と勸業博覧会を紹介し、日本からの影響を指摘するとともに、「国民」意識の形成におけるその意義を論じた。

次に若干の感想を記そう。

今回のシンポジウムの特徴としては、第一に、日本史からの報告が多く、それも文学、メディア、技術、都市を取り上げたものであって、政治外交史に関わる報告が見られなかったことを指摘しうる。第二に、社会史的研究が主であったことの一つの成果として、日露戦争との関わりが間接的あるいは希薄であったと言いうる。今回のテーマは「日露戦争と20世紀東アジア世界の社会と文化」であったが、これを「20世紀初頭の東アジア世界の社会と文化」と改めたとしても、違和感はなかったのではあるまいか。

以上の点については、総合討論においても疑問や批判が出ていた。しかしながら、東アジア近代史学会の会員には日本史研究者が多く、また日本史研究者では、中国史や朝鮮史の場合と異なり、社会史的接近が盛行していることを鑑みれば、今回のシンポジウムは、日本史学会の動向及び東アジア近代史学会の現状を反映したものと積極的に評価できるかもしれない。

各報告は、それぞれの研究分野の水準をふまえた実証的研究の成果であったと見受けられ、中国近代史を専攻する評者にとっても、日露戦争との関連という点はさておき、内容・研究方法ともに興味深いものであった。例えば、20世紀初頭は中国でも朝鮮でも、新聞・雑誌が叢生した時期であるが、読者という側面からの研究は殆ど行われておらず、この点で新聞購読者の階層構造を分析し読者の実態に迫るという有山氏の方法は刺激的であった。また軍事工業の建設は清末の洋務運動の主要な内容であり、日本の軍事工業建設を取り上げ度量衡の統一から近代性を捉えるという鈴木氏の視角にも、考えさせられるところがあった。本康氏の「軍都」研究からは、日本史における都市史研究の深まりを知ることができた。

中国の勸業博覧会に関する徐氏の報告については、博覧会研究は日本史においても顕著な成果を挙げている分野であり、その手法を中国史に応用したものと言える。ただこの報告は、清末新政研究に一新生面を開いたとしても、日露戦争との関連性を見出すことは困難であろう。林氏の一進会研究に関しては、日露戦争中の一進会の親日活動と韓国の世論といった側面に焦点を合わせることも出来たのではあるまいか。光石氏の報告については、文学史と歴史学での社会史研究とを架橋する試みが、例えば総合討論でのコメントといった形で、なされてもよかったと思われた。

以上雑駁な感想を記したが、とまれ今回のシンポジウムは、日露戦争百周年のそれとし

ては、いささか意外感あるいは肩透かしの印象を与えるものであったことは否定できぬであろう。なお来年度には、東アジア全体の枠組の中で日露戦争を考えるシンポジウムが予定されている。次回のシンポジウムでは、今回欠落していた日露双方の政治外交に加えて、主戦場となった中国の様相や戦争が中国に与えた正負の影響、韓国については第1次、第2次日韓協約など、東アジア近代史学会ならではのテーマを組み込むことが望まれる。換言すれば、今回のシンポジウムが日露戦争から拡散する方向性を意識的に追求したとすれば、来年度は日露戦争へと収斂するシンポジウムが求められるであろう。

2004年度日露戦争百周年記念シンポジウムを聞いて

北口由望（専修大学大学院修士課程）

今回の日露戦争百周年シンポジウムで、東アジア近代史学会に初参加しました。恐れながら率直な感想を述べると、「疲れました」の一言です。食事に例えると、美味しいものをいっぱい食べて結果満足したが、次から次へと皿が運ばれてきて食べる行為に疲れてしまった・・・といったところでしょうか。

この感想の原因は何か。日露戦争という一見、共通テーマを基にした報告ではありましたが、実際にはあまり一貫性のないものだったように感じました。実行委員会による問題提起での指摘通り、今後は東アジア全体という視点と、社会史、メディア史などの研究成果の盛り込みは確かに重要です。私自身も後者の研究を目指しています。けれども、むしろこの百年を機に日露戦争そのものの研究の再確認も行い、互いに補うといった視点が必要なのではないか、と考えさせられました。というのも、外堀を埋めた今回は、日露戦争そのものがなかなか見えてこなかったのです。会場からは「主格が欠如しているのではないか。インパクト、発信性がないのではないか。」(要約)との発言がありました。各報告は全て興味深いものでしたが、個々に成り立っているため、共通の関心を生みにくいものではなかったのでしょうか。

繰り返しますが、各報告は大変興味深く拝聴させていただきました。とりわけ、有山輝雄氏「日露戦争とメディア」。従来の、メディアが日露戦争に及ぼした影響という積極的研究成果が多いなか、地域の実態を知ることができました。鈴木一義氏「「もの」文化からみた日露戦争の時代」は異色でした。「もの」って何？とアレコレ推測していたところ、度量衡という私では思いもつかぬものを使って、まさに科学的実証によるもの史料からの歴史という方法は、非常に勉強になりました。

最後に、実行委員会の方々は次回と合わせてのシンポジウムであることを強調されました。次回の報告テーマは満州、朝鮮、外交、捕虜で、今回の社会史、文化史、メディア史に対して、東アジア全体の視点からということになるのでしょうか。ここで一つ気になることは、ロシアの不在です。特に今回、ロシアをテーマにした報告がないことは残念でした。また、兵士の視点や日清戦争との比較、近代という広い視野はどうでしょう。日露戦争百周年は今年と来年にあたります。残りあと一年、私たちに何ができるのでしょうか。

歴史史料公開をめぐるシンポジウム参加記

栗原純（東京女子大学）

はじめに、司会者からいままでの経緯、東アジアにおける歴史史料の共用化について提起があり、以下の報告と討論に入った。

中島昭夫報告

中島氏は、新聞記者という立場から、いわゆる夜討ち朝駆けでなければ情報は取れないという従来の情報活動の再検討を迫る可能性があること、オンブズマンの活動を参照

し、公開法も情報取得に利用できることと判断したこと、救済の仕組み、すなわち第三者による審査会の答申の結果、約1500件の答申のうち半分はより公開が必要という結論であったこと、朝日新聞も320件ほどの不服申立をしていること、などを報告し、さらに、歴史史料と行政史料を同じ扱いとすることについて、歴史史料とは何か歴史研究者も声をあげてほしい旨の提言をされた。

季武嘉也報告

大正天皇実録には私的生活に関する記述がないこと、しかし、かならずしも統一された基準にもとづく記述となっているわけではないことを指摘された後、レジユメの大正天皇行動記録を具体例として、今回公開された史料には私的部分として判断されたと思われることについて墨が塗られたのか？と疑問を提出され、山縣有朋の伝記には書かれていることが、すなわちその時点では公開されていたことが、大正天皇実録では塗られていることなどを指摘された。

会場と報告者との討論のなかでは、天皇の記録について、職務なのか？私的なのか？という問題、歴史史料とされた史料も公開しうるシステムの必要性、また個人情報法による個人情報の保護を理由とする公開拒否の問題などが出された。

最後に司会者からは、歴史研究者として史料のあり方に関心を持つべきことが再確認されたこと、東アジアにおける史料の共用について、いま日本の姿勢が問題となっていることなどがまとめられた。

東アジア近代史学会総会 議事録

2004年度 第9回 東アジア近代史学会総会 議事録

日 時：2004年6月26日（土） 午後5時30分～午後6時

場 所：早稲田大学 小野講堂

出席者：43人

0. 議長の選出

審議に先立ち、檜山幸夫事務局長より、栗原純氏を議長とする案が出され、拍手により承認された。

1. 2003年度活動報告

檜山幸夫事務局長より、以下の「2003年度活動報告」がなされ、承認された。

ニューズレター 4月（第14号）と9月（第15号）発刊した。

機関誌 東アジア近代史第7号を発行した。

研究例会 第63回から第68回まで開催した。

本学会の機関誌が学術刊行物として指定された。

2. 2003年度会計報告

堀口修理事より、別紙（表1）の「2003年度東アジア近代史学会決算案」が提示され、拍手により承認された。

3. 2004年度役員改選に関する件

檜山事務局長より、会長・副会長・理事・監事を昨年度と同様の役員にすることが提案され、拍手による承認がなされた。

4. 2004年度活動方針

檜山事務局長より、以下の活動方針が提示され、承認された。

ニューズレター 4月（第16号）を、9月に第17号を発刊する。

研究例会 9月以降に行っていく。日露戦争百周年シンポジウムにかかわる報告を中心として行い、研究地盤を確立すること。

日露戦争のシンポジウム

開催を、2005年9月23・24・25日とする。(23日は講演会を予定し、24・25日報告を中心とする)

研究大会

2005年6月25日・26日に開催

5 2004年度予算案

堀口修理事より、別紙(表2)の「2004年度東アジア近代史学会予算案」が提示され、拍手により承認された。

6 その他

檜山事務局長より、下記の提案がなされ、承認された。

会員の研究活動の情報を学会から発信すること。業績などの提出を依頼。ニューズレターやホームページに会員の業績を公表。学会にきた情報を会員に提供するために、ホームページを利用することを提案し、各種情報を事務局への連絡をお願いした。

第5期(2004年度)よりの役員

会 長：大畑篤四郎

副会長：饗庭 孝典・井口 和起・佐々木 揚

理 事：岩壁 義光・大谷 正・加藤 聖文・加藤 陽子・川島 真・栗原 純
小林 英夫・斎藤 聖二・櫻井 良樹・佐々 博雄・千葉 功・中見 立夫
並木 頼寿・原田 環・檜山 幸夫・堀口 修・茂木 敏夫・森山 茂徳
吉村 道男・青木 睦・井村 哲郎・金丸 裕一・木村 幹・久部良和子
佐藤 元英・孫 安石・永島 広紀・服部 龍二・原田 敬一・廣瀬 靖子
藤波 潔・劉 傑・大澤 博明・高橋 秀直・月脚 達彦・並木 真人
濱下 武志・春山 明哲・松村 正義・

監 事：藤井 昇三・安岡 昭男

第2期常任理事

大畑篤四郎(会長)

饗庭 孝典(副会長)

井口 和起(副会長)

佐々木 揚(副会長)

岩壁 義光(歴史資料セッション担当)

大谷 正(編集・ニューズレター担当)

加藤 聖文(事務担当)

栗原 純(機関紙編集担当)

斎藤 聖二(機関紙編集担当、広報・ホームページ担当)

佐々 博雄(機関紙編集委員長)

並木 頼寿(機関紙編集担当)

原田 環(プロジェクト担当)

檜山 幸夫(事務局長、歴史資料セッション担当)

堀口 修(財務担当)

吉村 道男(日露戦争シンポジウム実行委員長)

加藤 陽子・川島 真・小林 英夫・櫻井 良樹・千葉 功・中見 立夫

茂木 敏夫・森山 茂徳

表1 2003年度東アジア近代史学会収支決算

収入の部		支出の部	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
前年度繰越金	1,171,450	機関誌発刊費	514,500
会費	1,003,000	通信運搬費	222,910
研究大会参加費・資料費	166,500	消耗品費	145,583
雑収入	6	振込手数料費	15,770
		交通費	980
		次年度繰越金	1,549,213
合計	2,448,956	合計	2,448,956

表2 2004年度東アジア近代史学会予算

収入の部		支出の部	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
前年度繰越金	1,549,213	機関誌発刊費	514,500
会費	900,000	通信運搬費	230,000
研究大会参加費	150,000	消耗品費	140,000
雑収入	2,000	振込手数料費	15,000
		交通費	6,000
		予備費	1,695,713
合計	2,601,213	合計	2,601,213

総務省行政管理局情報公開推進室に対する「情報公開法に関する意見・要望書」の発送についての報告

歴史資料セッション担当

東アジア近代史学会歴史資料セッションは、東アジアにおける資料の共用化を目指してシンポジウムを連続して研究大会で開催してきた。そのなかで我が国においては、歴史資料の公開をも規定している情報公開法の問題点を明らかにすることが必要と考え、2003年および2004年の両研究大会において諸氏から多くのご意見を頂戴した。特に本年は情報公開法に早くから取り組んでこられた中島昭夫氏（朝日新聞総研本部）には「情報公開と歴史資料 - 歴史学者への問い - 」を、季武嘉也氏（創価大学教授）には歴史研究者の立場から「歴史資料の公開の現状と問題点 - 宮内庁書陵部における「大正天皇実録」の公開からの視点 - 」の発表をお願いし、歴史研究の視点から情報公開法の抱える問題点を論じて頂いた。こうした論議を踏まえ、歴史セッション担当は6月30日付で総務省に対して情報公開法に対する意見書を送付した。以下がその全文である。

なお同意見書は、総務省が実施していた情報公開法への意見募集に応じたものだが、〆切が6月末日であったため、本意見書の作成および送付については6月26日に開催された理事会により本セッション担当が一任を受けた。

2004年6月30日

行政管理局情報公開推進室 御中

東アジア近代史学会事務局

情報公開法に関する意見・要望書

本学会は、近代の東アジア地域における歴史研究を目的に設立された学術団体で、会員は内外の研究者から成り、日常的に研究の交流・情報の交換を行っており、このことが本学会の大きな特徴のひとつとなっています。こうしたことから、会員中には外国における調査の実体験を通じて諸外国における歴史資料の公開状況などに専門的な知識をもつ研究者も多く、本学会では、日本の歴史資料の公開動向について、諸外国との比較からも極めて深く注視してまいりました。

こうしたことから、本学会では毎年一回開催する研究大会において、アジア地域における歴史資料の共用化に関する諸問題を考え協議するため、1999年度より歴史資料セッションを設けて、内外の会員のみならず広く各界の研究者や識者の方々から多くのご意見を頂戴して参りました。こうしたなか、このセッションの開始と前後して施行されたいわゆる情報公開法については、施行当初より高い関心をもってその動向に関心を寄せてまいりました。今回、同法の見直しを前に貴室におかれまして同法に関する意見・要望を募集する公示を知り、本学会においても同法施行に関する意見・要望書を提出させていただきます。

そもそも歴史学とは、資料を基礎として人間の営みを考える方法論の上に成り立っており、行政文書も歴史資料も研究上不可欠な要素となっていることは今さら述べるまでもありません。その意味では、情報公開法はわれわれ歴史研究者に行政文書を研究資料として活用する道を狭いながらも与えてくれたことは大きな進展であると、これを評価するものであります。しかし、その一方で同法施行令を根拠とした行政文書と「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」(以下「歴史的資料等」)を同じ扱いとする総務省の指導により、資料の保存・公開の指定機関の配慮を欠いたとも思える公開姿勢から、研究者の手には資料価値を失った「歴史的資料等」しか残されず、結果として歴史学は実質的にその学問としての生命を絶たれる危険に直面していると実感しております。このことは、延いては憲法で保障された学問の自由を実質的に侵害するものとなると考えざるを得ません。

以上から本学会では、本学会で交わされた歴史資料をめぐる議論を踏まえて、貴省に対し「歴史的資料等」の取り扱いを中心に以下の諸点について意見と要望を述べさせていただきます。

歴史的資料不開示に対する不服審査請求権設定について

情報公開法第二条第二項第二号において、情報公開法が対象としない資料として「政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの」を掲げています。しかし平成16年1月に実施された独立行政法人国立公文書館主催になる「公文書館実務担当者研究会議」において、総務省からは「歴史文書を保存・公開する機関として総務大臣の指定を受けるにあたっては、歴史文書の公開に際しても情報公開法と同一の条件でなければならないと指導している」(菅真城「国立公文書館『公文書館実務担当者研究会議』に参加して『広島大学史紀要』平成16年)と

の報告があったことを記しています。「歴史的資料等」の公開について「情報公開法と同一の条件」を指導するのであれば、同法が「第三章 不服申立て等」で規定している行政文書の不開示に対する開示請求の救済措置としての不服申立てを、もしくはこれに相当する救済措置を「歴史的資料等」に対しても施す必要があると考えます。具体的には、第三者からなる審査機関の設立を要望いたします。この場合、各資料管理・公開4機関でそれぞれ設置するのではなく、独立した第三者機関の創設を望みます。また同機関の構成員は、後述する情報公開審査会の構成員同様に元官僚等の天下りを排し、歴史研究者・弁護士・ジャーナリストなど第三者をもってこれに充当すべきと考えます。

国民の知る権利に謳った情報公開法は本質的に「歴史的資料等」の公開を進めたとは言えません。例えば、新聞紙上で『大正天皇実録』と比較される『明治天皇紀』は明治天皇死後60年足らずで、また編纂終了時からみれば約35年で不開示部分のない全文が国民に公にされて国民的財産となっており、その意味では「歴史的資料等」の公開は明らかに後退していると言えるでしょう。

施行令に改正について

「歴史的資料等」の不開示に対する不服審査請求権が利用者に認められていない現状は、行政機関にとって開示にすることが好ましくない資料、開示したくない資料を「歴史的資料等」へ移し未整理とすることにより国民の目から切り離し、国民の知る権利を著しく侵害する手段として使われている考えざるを得ません。この点から考えて、施行令は「歴史的資料等」の公開に関して情報公開法の主旨を大きく損ね、矛盾を来している可能性があります。また、同施行令を根拠として行われている総務省の指導も、同時に同法の主旨に違背する可能性があると考えられます。もし審査機関が設けられないのであれば、施行令を改正して「歴史的資料等」の取り扱いに関する新たな法律を設け、その保存と公開に務めるべきです。情報公開審査会の報告によれば、外務省は第1回マッカーサー会見録を情報公開法第5条第3項により不開示とし、宮内庁では同じ第1回マッカーサー会見録を歴史的資料等として第5条第3項を理由に不開示としておりました。同じ資料が一方では行政文書、もう一方では歴史的資料として扱われていることは、同法の理解が不徹底であるという感を否めません。歴史的資料等はこれを対象とした法律を新たに制定することも、重要な選択肢のひとつと考えます。

また、現行法下において「歴史的資料等」の保管公開を認められた4機関の中で、行政文書を「歴史的資料等」へ移管することで隠蔽している事実が明らかになった場合、その機関は不適当であると判断し、指定機関から除く権限を総務大臣に付与すべきと考えます。

歴史的資料開示不開示判断への年限基準の導入とプライバシー型への移行について「歴史的資料等」の概念は、本来全面公開を前提として、より緩やかな基準が採用されるべきです。ただし、多くのコンセンサスを得ることの出来る基準を決めることは容易なことではありません。そのなかで開示不開示の判断に年限基準を導入し、「歴史的資料等」の未整理期間も含めて不開示期間を法的に制限する必要があります。

また、これと併せて行政文書および「歴史的資料等」の開示不開示の判断にあたっては個人識別型からプライバシー型に移行させ、さらに該資料から問題が生じた場合には利用者責任とすることも解決の有効な方法と考えます。情報公開法の施行令に従い公開された『大正天皇実録』には多くの不開示部分がありますが、大正天

皇死後 80 年を経た個人識別情報とは如何なる意味を持つのか、果たして実態として如何なる影響を現在の人々にもたらずのか、甚だ疑問と言わざるを得ません。

「歴史的資料等」の公開機関について

現在、「歴史的資料等」の管理・公開機関として独立行政法人国立公文書館のほか、総務大臣が指定した機関として外務省外交史料館、宮内庁書陵部、防衛庁防衛研究所の 3 機関が指定されています。しかし、これら各機関における歴史的資料の開示不開示の基準は一樣ではなく、ある機関においては公開されている内容が別の機関では不開示とされるなど、国民の知ることのできる内容に均一性を欠いております。こうした点を是正するため、現在 4 組織でそれぞれ行われている公開判断の体制を改め、国立公文書館管轄のもとに集約させる必要があると考えます。換言すれば、国立公文書館をセンター館として、他の 3 機関をセンター館の支所（分室）に位置づけ、国立公文書館の公開基準を準拠させて「歴史的資料等」の公開を行うということです。こうした視点に立てば、国立公文書館には「歴史的資料等」の開示不開示を判断した事例情報がデータとして集積し、このことにより均一的な開示不開示が図られ、また利用者が求める「歴史的資料等」の開示不開示情報が統一されたフォーマットでデータとして国民に提供されて、効率的な運営が期待できます。こうした改革は現内閣が推進する行政改革の視点からも推進されるべきと考えます。

本来、外務省・宮内庁・防衛庁の 3 機関が現在保有している「歴史的資料等」も国立公文書館に移管し公開されるべきところが、各機関の事情により集中管理が不可であることから現在のような 4 機関による管理・公開体制となっているのであって、その意味でも外交史料館等の 3 機関を国立公文書館の支所として位置づけて、一元化した規則の下に管理・公開を実施することが合理的な運営と考えます。こうした支所・分室の方式は、すでに国会図書館が各省庁の図書館（室）を国会図書館分室として位置づけており、これをモデルに整備すれば可能と考えます。

不開示決定通知に伴う説明責任について

行政文書および歴史資料を不開示とした場合、不開示決定までの精査検討プロセスおよびこれに関わった担当部局課係名および各責任者名の明記した概略書の添付を義務づけて、これを明文化することが必要です。開示不開示の判断は一連の行政行為であり、知る権利を阻害された請求者への説明責任がこれには伴うと考えます。国民の知る権利を保証している情報公開法の主旨から考えても当然明らかにされるべき内容であるはずで、もっとも開示される公務員名は、公にされることが慣行である『職員録』掲載者に限るのは、従前の通りで問題ないと考えます。

情報公開審査会の公正な委員構成について

情報公開審査会は「開示請求権制度の要として位置づけられるもの」（総務省行政管理局『詳細情報公開法』平成 13）とされており、その意味からも審査委員の選定については公平を期す必要があります。各省庁で行われている同種の委員会は天下りのための場所として位置づけられているものが少なくないことは、昨今報道が詳らかに伝えるところでありますが、情報公開審査会がこうした過ちを犯さぬよう切に要望します。そのため、構成委員は元官僚など政府関係者を極力排除して原則民間人を主となし、近代史研究を専門とする歴史家、ジャーナリスト、弁護士などの参加を必須とする広範な第三者により構成されることを要望致します。とりわけ近現代歴史研究者の採用については、ホームページ上に掲載された情報公開審査会の答申一覧の内容からも是非とも必要なことと考えます。

行政文書中の審議検討情報の移管・保管の法的義務化について

情報公開法第五条第五項は、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」との条件は付されているものの、答申の内容が示すとおり、一般的には同項は審議検討情報の不開示を義務づけていると理解されているようです。しかし、ここでいう審議検討に関する資料は、歴史研究において政策決定に至るプロセスを知る上での不可欠な「歴史的資料」であり、「学術研究用の資料」そのものであります。かかる資料を安易に廃棄することや、または個人メモと位置づけて情報公開法の対象外としてしまうことのないよう、確実に移管し保管するように法体制の整備を願いたい。さらに加えるなら、こうした審議検討情報は、今後の日本の国策決定上に重要な資料となることは歴史が証明しており、後世に残す最も重要な「歴史的資料等」のひとつであることを、改めて申し添えるものです。

以上

文責：東アジア近代史学会事務局長
中京大学法学部教授 檜山幸夫

会員の研究業績

井竿富雄「下関のシベリア出兵と宇部の米騒動一九一八年八月」『山口県立大学国際文化学部紀要』第10号、2004年
佐藤宏治「歴史史料と情報公開法 - 宮内庁所蔵『侍従職日記』を例に - 」『年報日本現代史』第9号、2004年

新規入会者(2004年5月～9月)

下記の方々の会員申請を理事会で承認しました。

太田久元(立教大学大学院)、熊本史雄(駒沢大学文学部講師)、酒井慎一郎(駒沢大学大学院)、朱憶天(横浜市立大学大学院)、古瀬啓之(名古屋大学大学院)、西田敏宏(人間環境大学助教授)

〔編集後記〕

本号は研究大会のうち、日露戦争百周年シンポジウムと歴史史料セッションでの議論を紹介する参加記を載せました。さらに、総務省に提出した情報公開法に関する本学会の意見・要望書も掲載しましたので是非ご一読下さい。『東アジア近代史』8号に掲載する個人論文を募集しています(2005年3月刊行予定、投稿期限は2004年10月末)。投稿希望者は、本学会のホームページを参照してください。(高江洲)

「東アジア近代史学会会報」第 17 号 2004 年 9 月 30 日

発行 東アジア近代史学会 会長 大畑篤四郎

編集 東アジア近代史学会ニューズレター編集委員会

東アジア近代史学会事務局

〒466-8666 名古屋市昭和区八事本町 101-2 中京大学法学部檜山研究室内

電話 052-832-2151 FAX 052-835-7177

事務局長 檜山幸夫 事務局員 川島淳・竹内桂・高江洲昌哉・谷ヶ城秀吉・鈴木哲造・
原太一

URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jameah/jameah.html>